

答 申 第 9 0 号  
平成24年 5月17日  
(諮問公第108号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書について、その存否を明らかにしないで不開示とした決定については、これを取り消し、その存否を明らかにした上で、改めて開示・不開示の決定を行うべきである。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成22年7月27日付けで公文書開示請求を行った。開示請求内容を要約すると、次のとおりである。

鹿児島県を大株主とする〇〇（以下「特定法人」という。）が、〇〇の所有する〇〇市〇〇地内の山林に所有権移転請求権仮登記を済ませているが、これは、特定法人が当該地で大規模養豚事業を行おうと計画している準備の一環と推察している。

については、この件について特定法人が大株主である鹿児島県に行ったであろう説明及び伴う質疑応答の書類並びに県の判断を示す以下の書類の開示を求める。

ア 特定法人が当該地を進出候補地としたことの経緯と理由が分かる書類。また、とりわけ当該地でなければならぬとする特殊事情があるとすれば、その特殊事情が分かる書類

イ 県が、前記を了承したとすれば、その理由の分かる書類

ウ 特定法人の事業実施が現実となった場合、よって生ずるであろう広範、多岐に亘る企業公害に対し、県は株主として予め、特段の意見なり、要請を行ったか否かの分かる文書

エ 上記ア～ウについて原議書及び議事録

これに対し実施機関は、平成22年8月24日付け畜第539号で、本件開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないで不開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成22年9月28日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 仮に開示請求に係る公文書の存否が明らかとなっても、そのこと自体から特定法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益が害されるという事情は全く存在しない。

イ 特定法人が大規模養豚事業に乗り出すことが明らかになることにより、具体的、現実的に特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益がどのような形で害されることとなるのか全く想定できないし、それをうかがわせるような事情も全くない。

ウ 条例第10条の例外的規定としての趣旨を没却し、実施機関の恣意的判断により本来開示すべき情報を不開示とする結果を来すことは明らかである。

エ 所有権移転請求権の仮登記が行われ、また環境影響評価が実施されていることから、特定法人が大規模養豚事業に乗り出そうとしていることは周知の事実として認識されているところであり、本件文書の存否自体が明らかになることにより初めて大規模養豚場計画と特定法人の関係が明らかになるかのような処分理由は前提事実を歪曲するものであって、それを前提とした本件処分の違法は明らかである。

オ 実施機関は各情報ごとの検討を行うことなく、請求に係る公文書すべてについて一括して条例第10条を適用し、不開示としたと推測されるが、条例の解釈を誤った違法なものとしていることにおいて明白である。

カ 特定法人は公益的企業であり、事業展開の在り方は県民にとって重大な利害関係事項であるから、一律に特定法人の不利益の名のもとに条例第10条を根拠に不開示とすることは許されない。

キ 条例第7条第2号は、開示することにより、当該事業者の権利や公正な競争関係における地位、ノウハウ、信用等の利益を害するおそれが客観的に認められ、かつそのおそれの判断に当たっても、単なる抽象的、確率的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が必要と解すべきであり、本件処分は誤った見解、理解を前提としてなされたものとして、その意味においても違法な処分というべきである。

ク 大規模養豚場整備計画と特定法人の関連の有無が特定法人の権利、競争上の地位その他の公正な利益を具体的、客観的に害することになるのかといった重要な点についての説明が皆目なされておらず、理由付記としては不十分と言わざるを得ない。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 開示請求者は、特定法人が所有権移転請求権仮登記を行ったことについて、特定法人が当該地で大規模養豚事業を行おうと計画している準備の一環と推察し、開示請求を実施している。

(2) 特定の法人の名を挙げてその法人が今後計画している事業内容が記録された文書の開示請求をしたもので、公文書の存否を答えること自体が条例第7条第2号の規定により

不開示とされている情報である販売、営業等に関する情報（設備投資計画）を公にすることとなり、当該法人の競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある情報であり、不開示とした。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年10月26日	諮問を受けた。
12月21日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
平成23年1月7日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
3月2日	異議申立人から意見書を受理した。
12月21日	諮問の審議を行った。（実施機関から処分理由等を聴取）
平成24年2月16日	諮問の審議を行った。
4月25日	諮問の審議を行った。
5月16日	諮問の審議を行った。

##### (2) 審査会の判断

###### ア 判断の基準時について

条例第19条の規定により、異議申立てがなされた場合に実施機関が当審査会に諮問しなければならないこととされている趣旨は、行政処分の違法性を争う裁判手続と異なり、条例第7条で規定する不開示情報の該当性を実施機関が改めて判断する際の意見を求めているものと解される。

したがって、当審査会への諮問後に新たな事実状態等の変動があったときには、当初の処分時の事実状態等で判断しなければならない特段の事情がない限り、当審査会は、新たな事実状態等の変動も考慮して判断・審査できるものと考え、本件の審査に当たっては、答申時を基本として判断を行うこととした。

###### イ 本件開示請求について

本件開示請求は、特定法人が特定の地域に所有権移転請求権仮登記を行ったことについて、特定法人が同地域において養豚事業を行おうと計画している準備の一環と推察して、特定法人が同地域を養豚事業の候補地とした経緯と理由がわかる書類等の開示を求めるものである。

実施機関は、請求に係る公文書の存否を答えること自体が、条例第7条第2号で不開示とされている法人の販売、営業等に関する情報である特定法人の設備投資計画を開示することになるとして、条例第10条の規定に基づき、請求に係る公文書の存否を明らかにしないで不開示としたとしている。

異議申立人は、仮に公文書の存否が明らかとなっても、そのこと自体から特定法人

の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるという事情は全く存在しないなどとして本件処分を取り消しを求めている。

実施機関は、請求に係る公文書の存否を答えるだけで特定法人の設備投資計画の存否が明らかとなることから、公文書の存否を含めて不開示としなければ条例第7条第2号の不開示情報を開示することになると主張しているため、以下、公文書の存否を含めて不開示とするものの妥当性について検討する。

ウ 公文書の存否を含めて不開示とするものの妥当性について

(ア) 条例第10条

条例第10条は、「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

これは、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は、公文書の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めるものである。

(イ) 条例第7条第2号

実施機関は、公文書の存否を答えることが条例第7条第2号の不開示情報を開示することとなると説明しているが、同号は、「法人その他の団体（国，独立行政法人等，地方公共団体，地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて，次に掲げるもの。」と規定し、「ア 公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」，「イ 実施機関の要請を受けて，公にしないと条件で任意に提供されたものであつて，法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」については，同号ただし書に該当する場合を除き，不開示とすることとしたものである。

(ウ) 処分の妥当性

特定法人と特定の地域における養豚事業との関わりについて、これまでの新聞記事並びに鹿児島県議会及び〇〇市議会の議事録で確認したところ、現時点においては、特定法人が特定地域における養豚事業に一定の関与を意図していることは明らかとなっていると認められる。現時点のそのような状況を踏まえると、異議申立人の推察を前提とした開示請求に対し、公文書の存否を答えただけでは特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは考えられないため、条例第7条第2号アの不開示情報を開示することとはならないものと認められる。

したがって、請求に係る公文書の存否を答えることが、条例第7条第2号の不開示情報を開示することにはならないことから、条例第10条の規定に基づき公文書の存否を明らかにしないで不開示とした決定については、これを取り消し、その存否

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

を明らかにした上で、改めて開示・不開示の決定をすべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。